

次期森林整備保全事業計画の検討状況について

1 森林整備保全事業計画の概要

森林整備保全事業計画は、森林法第4条第5項及び第6項の規定に基づき、農林水産大臣が全国森林計画の最初の5年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものであり、林政審議会の意見を聴いた上で、閣議決定を経てたてることとなっている。

2 森林整備保全小委員会の設置

現行計画（計画期間：平成16～20年度）においては、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の4つの事業目標の下に8つの成果指標を設定しており、次期計画の策定に当たっては、最近の森林・林業を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、森林整備保全事業の成果をより分かり易く国民に示す観点から、林政審議会施策部会に森林整備保全小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、次期森林整備保全事業計画の成果指標に係る検討を行っている。

3 これまでの検討状況

現行計画に係る成果指標の達成状況や今後の事業の見通し等を踏まえ、成果指標として適当なものは引き続き継続する方向で検討を行っている。また、最近の森林・林業を取り巻く状況の変化や国民にとって分かり易い成果指標とすることを念頭に検討を行っている。これまでの検討状況に係る概要は別紙1のとおりである。

4 今後の審議日程等

小委員会においては、11月を目途に成果指標の取りまとめを行う予定である。

また、林政審議会においては、12月以降3回程度の審議を経て諮問・答申を行う予定である。

成果指標等に係る検討状況

1 事業目標及び成果指標に係る全般的な意見

- 森林の整備・保全に関する成果は、その効果が発現するまで長時間を要するという特徴を有していることに配慮が必要。
- 地球温暖化防止のための森林吸収目標については、次期計画においても何らかの形で位置づける必要があるのではないか。
- 各指標に関連してストックとフローの関係を明らかにし、アウトカム(成果指標)に至る過程が分かるようにすべき。

2 成果指標に係る意見

目標及び成果指標		主な意見
●国民が安心して暮らせる社会の実現		
指標①	育成途中の水土保持林(3～9齢級)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 ▶ 63% → 66%	・水源かん養機能を発揮すべき森林の整備面積が重要であり、齢級を9齢級で区切る必要はないのではないか。
指標②	周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落の数 ▶ 4万8千集落 → 5万2千集落	・目標値設定の考え方を整理しておく必要があるのではないか。
●森林と人とが共生する社会の実現		
指標③	針広混交林などの多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合 ▶ 31% → 35%	・植栽による誘導だけでなく、間伐・抜き伐りによる針広混交林誘導などを含めてはどうか。
指標④	海岸林や防風林などの総延長 ▶ 7,000kmの保全	・海岸林や防風林は生活環境に密着しており、指標として適当。
指標⑤	バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林(1,100万人に森林とふれあう機会を提供) ▶ 700万人 → 1,100万人	・整備した施設が所在する市町村の人口を集計しているものであり、アウトカム指標としては工夫が必要。 ・森林環境教育に取り組む学校数などを指標とした方が分かりやすいのではないか。
●循環を基調とする社会の形成		
指標⑥	木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 ▶ 8億4千万m ³ → 9億6千万m ³	・森林資源を枯渇させず増加させることが資源循環として重要である。
●活力ある地域社会形成への寄与		
指標⑦	森林資源を積極的に利用している流域数 ▶ 10流域 → 20流域	・森林資源の利用率の伸び率に着目して流域をカウントするなどにより、活力をイメージできるのではないかと。 ・各流域の伐採量が成長量と整合がとれるよう工夫が必要ではないかと。
指標⑧	山村地域における生活環境の整備 ▶ 約80万人を対象に定住条件を向上	・山村社会が衰退していると言われる中で、山村に係る目標が達成していることは違和感がある。 ・林業の活性化の指標として地域の林業就業者数などはどうか。

※上記のほか、森林環境教育活動、NPO、地域住民等による森林づくり活動、森林体験活動等について指標化できないか指摘されているところ。

これまでの審議経過及び今後の予定

(平成20年)

4月18日

林政審議会
(森林整備保全小委員会の設置報告)

6月9日

第1回小委員会
(次期計画策定に向けた検討課題の整理)

7月22日

第2回小委員会
(次期計画における成果指標の検討)

10月8日

(本日)

林政審議会
(全国森林計画の諮問・答申)
(次期森林整備保全事業計画の検討状況の説明)

11月上旬

第3回小委員会
(新たな成果指標のとりまとめ)

12月～

(平成21年) 2月頃

林政審議会
(次期森林整備保全事業計画(案)の審議)

2～3月頃

パブリック・コメントの実施

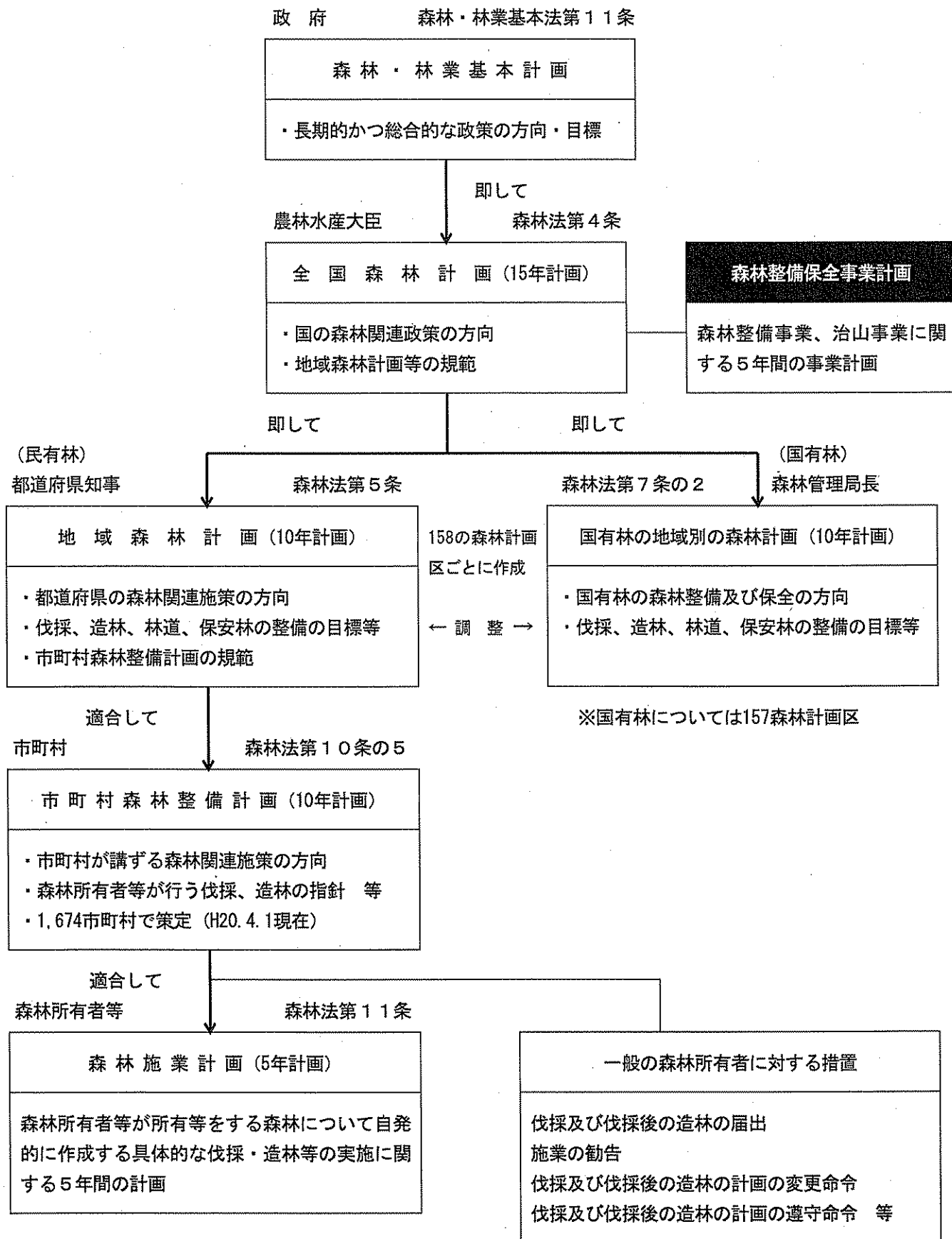
3月頃

林政審議会
(次期森林整備保全事業計画の諮問・答申)

4月頃

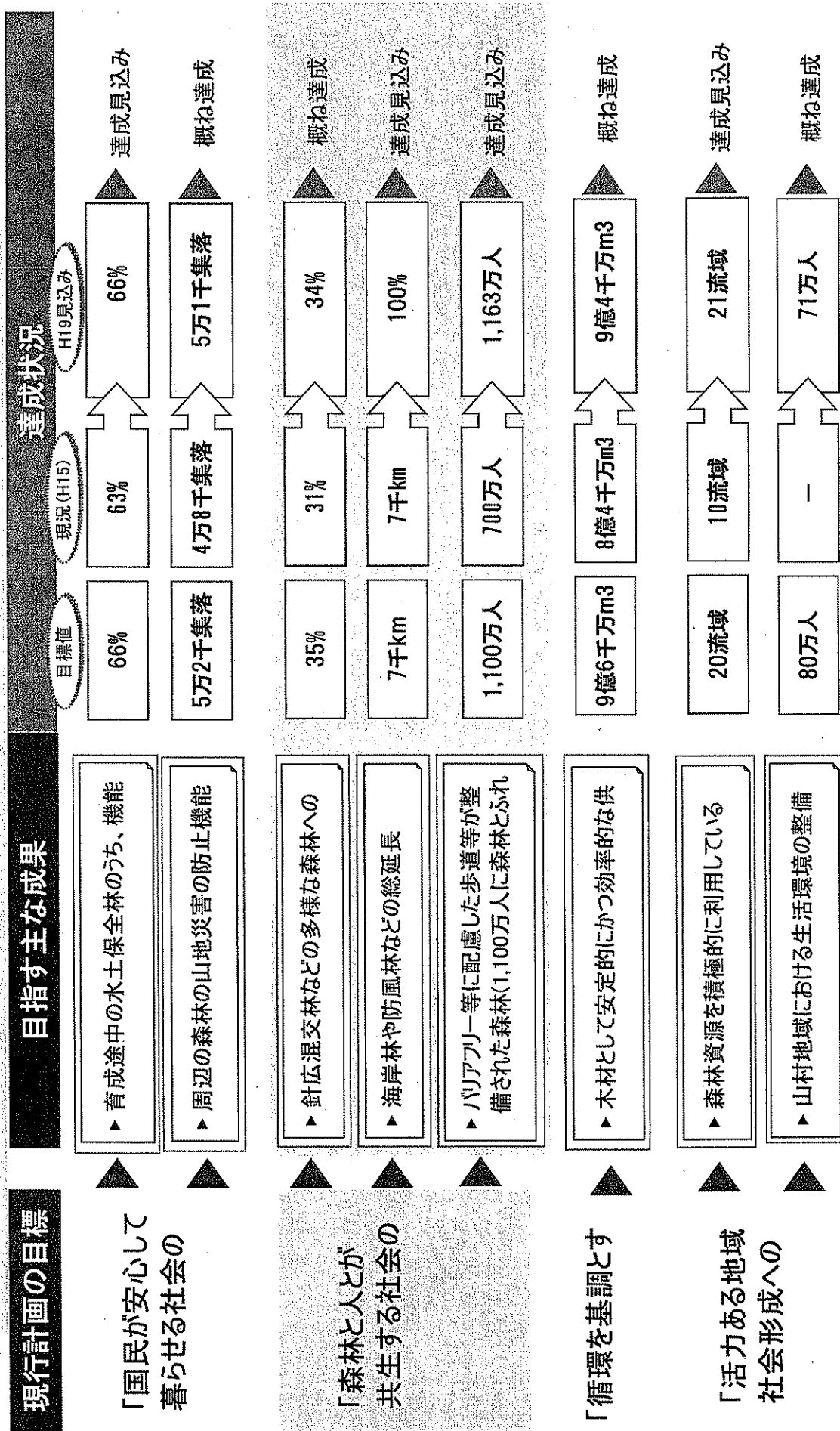
閣議決定

森林計画制度の体系



現行計画の成果指標と達成状況

- 「安心」「共生」「循環」「活力」の視点から森林整備事業の実施の目標及び8つの成果指標を設定。
- 現行計画の目指す主な成果については、概ね達成される見込み。



(参考3)

林政審議会 施策部会 森林整備保全小委員会 委員名簿

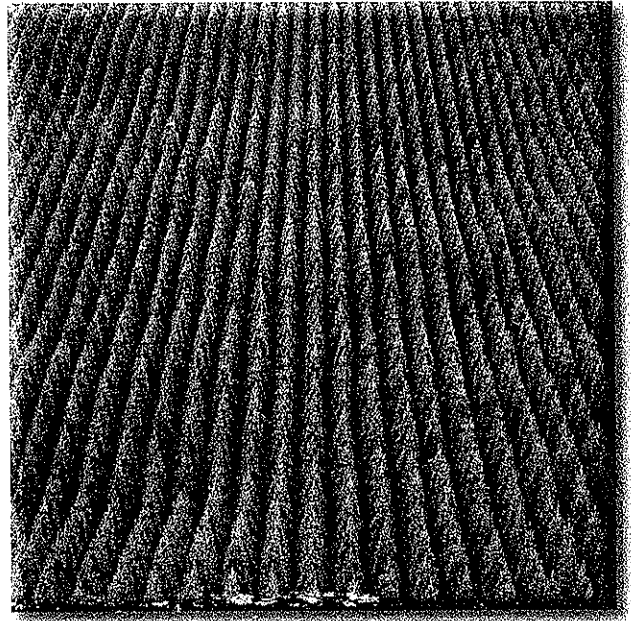
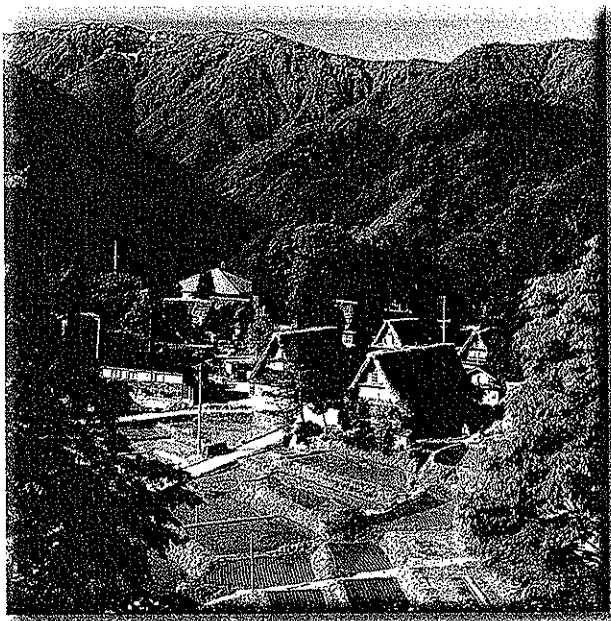
平成20年4月18日現在

氏 名	役 職
お 岡 だ 田 秀 二 お 岡 だ 田 秀 二	国立大学法人岩手大学農学部教授
か 川 上 晴 代 か 川 上 晴 代	栃木県環境森林部主査
き 櫻 井 尚 武 (会 長)	日本大学生物資源科学部教授
しゅう 執 印 やす 康 ひろ 裕	国立大学法人宇都宮大学農学部准教授
しろ 白 石 のり 彦 しろ 白 石 のり 彦	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
たか 高 橋 弘 たか 高 橋 弘	北里大学獣医学部教授
つち 土 屋 とし 俊 ゆき 幸	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
はや 草 坂 み ど り	住空間工房代表

森林整備保全事業計画の概要

(平成16～20年度)

森林は かけがえのない「緑の社会資本」



林 野 庁

「安心」「共生」「循環」「活力」の観点から森林整備保全事業の

実施の目標を設定し、その達成に向けて重点的に事業を実施

基本的な方針

(森林が果たしている役割)

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の様々な機能の発揮を通じて私たちの暮らしと深く結び付き、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」。

(森林の整備保全の必要性)

我が国の森林は急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象条件下にあり、その多くが未だ育成段階にあることから、森林の整備及び保全を適切に進めなければその機能を十分に発揮することができず、特に人工林は放置すればこれらの機能が低下。

(今後の森林整備保全事業)

今後の森林整備保全事業は、私たちの生活環境や自然環境の重要な構成要素である森林について、その多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として、重点的に取り組む目標や成果を明らかにし、事業を効率的かつ効果的に推進。

事業の4つの目標

安心の視点

土壌を保持する能力に優れた森林や、水を育む能力に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設等の整備により、国民が安心して暮らせる社会を実現。

共生の視点

森林の多様性の維持増進を図るための整備、防風などの生活環境保全機能の維持や保健・文化・教育的利用に適した森林の整備等により、森林と人との共生する社会を実現。

循環の視点

再生産可能な資源である森林を適切に整備し、そこから生産される人と緊密に優しい素材である木材の積極的かつ多段的な利用を図ることにより、自然界における物質の適正な循環を損なうことのない循環を基調とする社会の形成に寄与。

活力の視点

森林の有する多面的機能の発現に重要な役割を果たす山村において、林業生産活動の活性化や定住の促進、都市と山村の共生・対流等に向けた施策を講ずることにより、森林資源を活かした活力ある地域社会の形成に寄与。

上記の目標にしたがって、健全な森林の整備や保安林の適切な保全を進めることなどにより、温室効果ガスの排出量を1990年レベルと比べて6%削減するとの京都議定書の削減約束のうち、森林経営による二酸化炭素吸収量として3.9% (1,300万トン) の確保を目指す。



公共事業の効果的

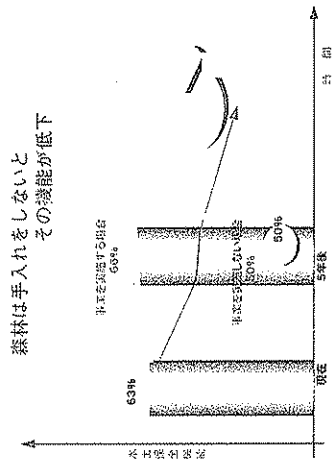
- (1) 施策連携の強化等
森林整備事業と治山事業との適切な役割分担のもと、間伐材等の利用促進や防災対策の推進に
- (2) 森林資源及び既存施設の有効利用
事業の実施に当たり、間伐材等の地域材を最大限利用します。また、治山施設の機能の回復、
- (3) 地域の特性に応じた事業の実施
国、地方公共団体等それぞれの適切な役割分担の下に、地方の自主性を尊重しつつ、効果的な
- (4) 多様な主体の参加の促進
地域住民やNPO等多様な主体の参画による森林の整備・保全活動が増加していることから、
- (5) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
事業実施の効率性向上の観点から、費用対効果分析などによる事業評価の厳正な運用を図りま
- (6) 工期管理とコスト削減
適切に事業の成果を挙げるため、限度工期内の事業の完了を図ります。また、工事コストの縮

・効率的な推進

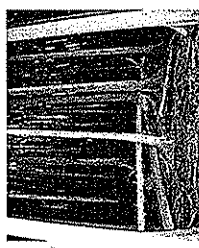
向けたソフト施策との連携、他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進します。
林道や作業道の機能強化などによる既存施設の有効活用を図ります。
整備の推進を図ります。
これらの自発的な取組との連携による整備・保全を推進します。
す。また、事業の各段階において積極的な情報公開に努め、透明性を確保します。
減に加え、事業便益の早期発現及び将来の維持管理費等の削減による総合的なコスト削減を図ります。

● 国土を守り、水を育む豊かな森林の整備・保全

育成途中の水土保全林のうち、国土を守る能力が良好に保たれていると
考えられる森林(地表に光が当たり樹木とともに下層植生が良好に生育すると考えられる森林)
の割合を66%に向上させる。(事業を実施しない場合は50%に低下)



間伐等がなされた森林 (間伐等がなされた森林)



間伐等がなされた森林 (間伐等がなされた森林)

- 森林の整備 (間伐等の密度管理)
- 森林の保全 (荒廃地の再生や予防)

● 山崩れの復旧と予防

崩壊した森林の再生やその予防により、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落
の数を、現状の4万8千集落から5万2千集落に増加させる。



伊豆半島が崩壊地により崩壊 (伊豆半島が崩壊地により崩壊)



森林に崩壊 (森林に崩壊)

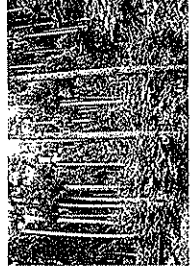


油山毒害の家畜 (油山毒害の家畜)

- 集落や市街地周辺の森林の保全

● 森林の多様性の維持増進

針広混交林や複層林への誘導を目的とした森林造成の割合を現状の31%から35%に高め、
多様な樹種や複数の階層からなる森林を増加させる。



複層林

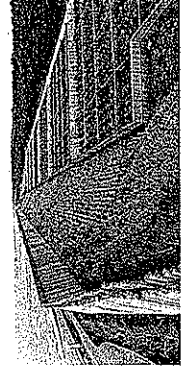


針広混交林

- 多様な森林の造成
- 天然力を活用した自然再生

● 身近な生活環境の保全

海岸林や防風林などの延長約7,000kmについて、海岸風食や害虫食からの森林の保全等を行う
ことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全する。

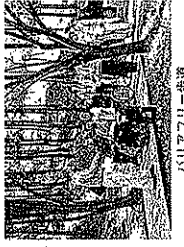


美しい環境の中で行う海岸林遊覧

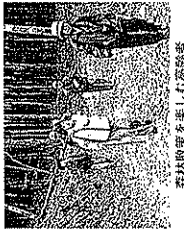
- 飛砂、潮風、強風等から生活環境を守るための森林の造成
- 松林の保全

● 多様な利用者が森林とふれあえる場の提供

森林環境教育などに利用されている森林について、高齢者等の利用にも配慮した整備を行うこ
となどにより、約1,100万人の都市住民の人々に森林とふれあう機会を提供する。



バリアフリー歩道

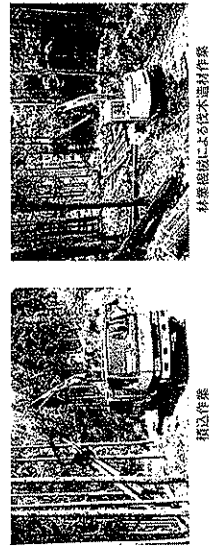
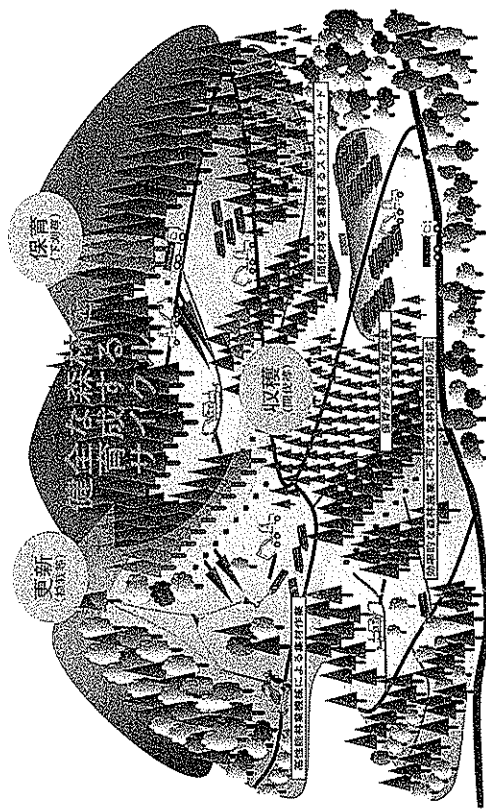
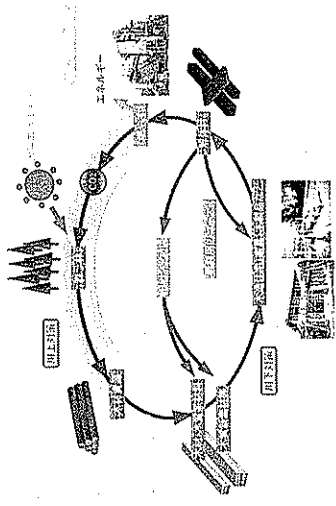
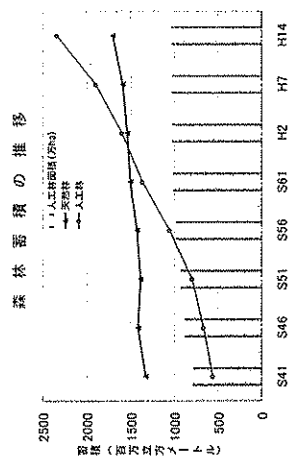


森林散策を楽しむ高齢者

- 歩道のバリアフリー化などにより、年齢、障害の有無にかかわらず、誰でも森林とふれあえる場の提供

● 森林資源の循環利用の促進

効率的な森林施業により木材として安定的な供給が可能となる育成林の資源量を現状から1億2千万m³増加させる。



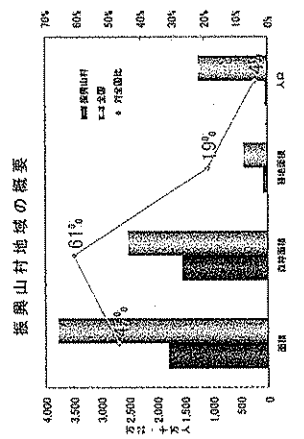
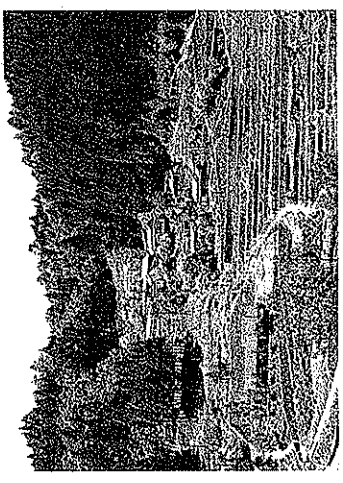
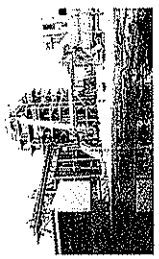
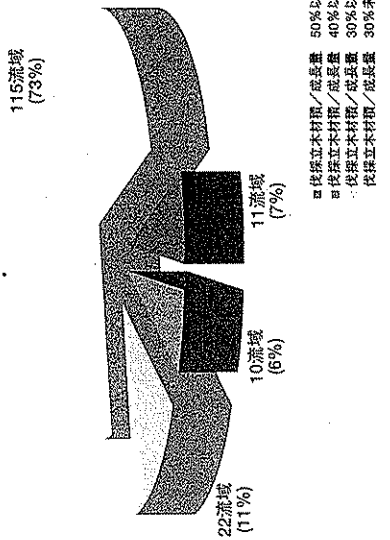
- 施業の集約化・共同化の促進
- 高性能な林業機械による作業システムの導入
- 効率的な森林施業を可能とする林内路網の整備

● 山村地域の活性化

森林資源を積極的に利用している地域(流域)の数を現状の約10流域から約20流域に増加させる。(積極的に利用...流域内の森林の成長量と比較して、その50%以上を利用)

5年間で約90万人の山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行い定住条件の向上を図る。

流域別の森林資源の利用状況 (158流域)



- 木材の利用拡大と一体となった森林の整備保全の推進
- 生活環境整備による山村への定住促進

事業分野別の取組及び事業量

森林整備事業

(重視すべき機能に応じた森林整備)

- 水土保持林 → 水源林の造成、複層林や高齢級の森林への誘導を推進
- 森林と人との共生林 → 多様な森林の造成や多目的な利用に向けた森林空間の整備
- 資源の循環利用林 → 森林施業の集約化等を通じた効率的な整備などを推進
- 施業に不可欠な路網 → 自然環境との調和を図りつつ、林内路網を弾力的に整備

(山村の活性化)

林業の振興、森林の総合的利用にも重要な役割を果たす林道の開設等を進めるとともに居住地周辺の森林や用排水施設等の整備を推進し、山村の就業機会の増大や生活環境の整備等の定住条件を整備



健全な森林を育成(下刈作業)

<主な事業量>

- ・約90万haの水土保持林において、間伐や高齢級の森林、多様な森林へ誘導
- ・約350地区において、山村地域の定住基盤、森林整備の基盤等を総合的に整備

治山事業

(安全で安心して暮らせる国土づくり)

地域の安全性向上のため、治山施設等の設置と機能が低下した保安林の整備を推進するほか、災害に対する監視・観測体制や避難体制の整備に向けた対策を推進

(豊かな水を育む森林づくり)

良質な水の安定的供給と国土の保全のため、重要な水源地となっている保安林において、荒廃地等を再生するために必要な施設の設置と森林の整備を総合的に推進

(身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり)

里山林、都市近郊林の再生や海岸林の保全、ユニバーサルデザインの導入等を実施
また、間伐材等の自然素材を活かした工法などにより環境に配慮した国土保全を実施



地域を守る治山施設

<主な事業量>

- ・重要な水源地を対象に荒廃した森林の再生等を約1,500地域実施
- ・集落、市街地等の近接地域において、防災上の保全対策を約1,900地域で実施

本パンフレットに関する問い合わせ先

林野庁 森林整備部 計画課

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111(代表)
林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/>

R100
古紙配合率100%
再生紙を使用しています。